

競争契約入札心得

(目的)

第1条 峽南医療センター企業団発注の建設工事等の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。）、峽南医療センター企業団会計規程（平成26年峽南医療センター企業団管理規程第4号。以下「会計規程」という。）及びその他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、公告において指定した期日までに禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、契約担当者にその旨を申出なければならない。

(入札保証金)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当者の指定する出納員若しくは出納取扱金融機関又は収納取扱金融機（以下「出納取扱金融機関」という。）に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が、入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当者に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供する場合は、次に掲げる書面を入札前に契約担当者に提示しなければならない。

一 入札保証金については、出納取扱金融機関等に納付した場合は、保証金保管証書預り証

二 入札保証金に代わる担保については、企業出納員に納付した場合は、保管有価証券預り書

4 入札保証金は、現金又は次に掲げる有価証券で納めさせなければならない。この場合において、当該納めさせる有価証券の担保価格の算定については発行価額又は登録価額以下の額とし、企業長が別に定める。

(1) 国債又は地方債の証券

(2) 鉄道債券その他地方債の証券

(3) 銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券

(4) 銀行が振り出し又は保証若しくは裏書をした手形

(5) 銀行が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形

(6) 銀行に対する定期預金債券

(7) 企業長が確実であると認めた証券

5 入札保証金は、企業長に対し納めさせるものとする。

6 経営企画部長は、一般競争入札を執行しようとするときは、当該競争入札に加わろうとする者をして交付を受けた入札保証金納付済書を呈示させ、その確認をしなければならない。

7 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対しては地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第234条第5項の規定により契約が確定したのち、それぞれ入札保証金の納付者に対しその預り証（書）と引き換えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書、仕様書及び契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、契約ごとに**様式第5号**により作成し、所要の事項を明記し、かつ所定の箇所に押印し、**様式第6号**の誓約書とともに所定の時間までに提出しなければならない。訂正したときは当該訂正箇所に押印しなければならない。

3 入札書は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって契約担当者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中と朱書きし、中封筒に入札工事名及び入札日時を記載し、契約担当者あて親展で提出しなければならない。

4 前項の入札書は、入札日の前日までに到着しないものは無効とする。

5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状(**様式第7号**)を持参させなければならない。

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

7 入札参加者は、令第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることができない。

(入札の辞退)

第5条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札執行前には、**様式第8号**による入札辞退書を契約担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

二 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札のとりやめ等)

第7条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第7条の2 建設工事の指名競争入札において、入札をした者が1者となった場合、当該入札は取りやめるものとする。また、予定価格が事前公表の指名競争入札において、予定価格の範囲内の入札をした者が1者となった場合も、当該入札を取りやめるものとする。

(無効の入札)

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- 一 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 二 委任状を持参しない代理人のした入札
- 三 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
- 四 記名押印を欠く入札
- 五 金額を訂正した入札
- 六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 七 明らかに連合によると認められる入札
- 八 同一条件の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理人をした者の入札
- 九 その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 契約担当者は、当該契約の内容に適合した履行を確保するためあらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(再度入札等)

第10条 開札をした場合において各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、また最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき、直ちに再度の入札を行う。

- 2 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札には参加できない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第12条 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

- 2 第3条第2項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。
- 3 落札者は、第1項の規定により契約保証金を納付する場合においては、契約担当者から納付書の交付を受けて指定金融機関等に現金を納付し、当該金融機関等が交付する領収書の写しを契約担当者に提出しなければならない。
- 4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保提供する場合において、当該担保が有価証券である場合には、保管有価証券納付書により企業出納員に納付し、企業出納員が交付する保管有価証券預り書の写しを契約担当者に提出しなければならない。
- 5 落札者は、第1項の規定により提供する契約保険金に代わる担保が金融機関等（出資の受入

れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

（入札保証金の振替）

第 13 条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者の承諾を得て落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又はする契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

（契約書等の提出）

第 14 条 契約書（請負金額が、130 万円以下の場合は請書とすることができる。）は、落札の通知を受けた日から 7 日以内に契約書案を提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（工事の着手）

第 15 条 落札者は、契約締結後直ちに建設工事等に着手しなければならない。

（異議の申立）

第 16 条 入札した者は、入札後、この心得、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

附 則

この心得は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この心得は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。